

令和4年度保安林保全情報整備事業（保安林ポリゴン作成）委託業務

仕様書

第1章 総則

第1条 目的

保安林保全情報整備事業は、衛星デジタル画像データを用いること等により、保安林における無許可での残土の投棄や違法開発の状況を効率的に把握し、これらが大規模化する前の段階で是正措置が講じられるよう、必要な情報の把握を行うものである。

北海道では、東西に二分し隔年毎に事業を実施している。

この事業で使用する「森林変化抽出支援システム」には、衛星デジタル画像データのほか、保安林の区域や属性データなどを入力した「保安林ポリゴン」が必要となる。

このため、保安林区域の保安林ポリゴン及びその属性データの作成等を行う。

第2条 業務名称

業務の名称は「令和4年度 保安林保全情報整備事業（保安林ポリゴン作成）委託業務」とする。

第3条 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日の翌日から令和5年（2023年）2月28日までとする。

第4条 業務の内容

本業務は、保安林台帳及び附属図（保安林指定調査地図又は保安林指定施業要件変更調査地図）をスキャンし、GISソフトにて幾何学補正・位置合せ（森林計画図等を参考）を行い、保安林保全情報整備事業で使用する保安林ポリゴン及び属性データを作成する。

- （1）作成地域 : 上川・留萌・渡島・根室総合振興局管内
- （2）作成台帳数 : 342台帳
- （3）附属図のサイズ : A4～A0サイズ
- （4）作成内容 : 保安林ポリゴン作成（幾何学補正含む）、属性データ作成
- （5）打合せ協議 : 一式

第5条 業務着手時の提出書類

受託者は、業務契約締結後、10日以内に次の書類を委託者に提出すること。

(1) 業務処理計画書

業務処理計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ①業務名
- ②管理技術者名
- ③業務概要
- ④実施方針
- ⑤業務工程表
- ⑥使用する主要機器
- ⑦業務組織計画
- ⑧打合せ計画
- ⑨連絡体制

第6条 管理技術者の資格等

本業務に従事する管理技術者は、業務委託契約書に掲げる債務を履行し、技術上の管理、推進を行うものとし、写真測量業務にかかる十分な実務経験を有する者とする。また、測量法（昭和24年法律第188号）第49条で定める測量士の資格を有する者とする。

第7条 打合せ協議

受託者は、委託者と打合せを行ったときは、打合せ協議簿を作成し相互に確認する。

第8条 資料の貸与

1 委託者は、次の資料を必要に応じて受託者に貸与するものとする。

- (1) 保安林配備図 1/50,000
- (2) 保安林指定位置図又は保安林転換位置図 1/50,000等
- (3) 保安林指定調査地図又は保安林指定施業要件変更調査地図 1/5,000等
- (4) 保安林解除位置図又は保安林解除調査地図 1/5,000等
- (5) 保安林台帳（表紙のみ）
- (6) 保安林台帳データ（CSV）
- (7) 地籍図データ（XML 及び shp）
- (8) 保安林ポリゴン（市町村ごと）（*.shp,*.dbf,*.shx,*.prj）

2 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに返却するものとする。

3 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷させてはならない。

万一、損傷させた場合は、受託者の責任と費用負担において修復のうえ、返却すること。

4 資料等の貸与及び返却は、受領（返還）書にて管理する。

5 不足する資料がある場合は、別途協議するものとする。

第9条 成果物に係る権利関係

本業務の成果品に関しては、「著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21から28条及び47条2に定める全ての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権（以下「著作権等」という。）」を委託者が有する。また、受託者は、本業務の成果品を委託者の了承を得ず、委託者への納品用途以外に利用してはならない。

第10条 業務上の秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事業内容、内部事情、機密情報、固有の技術情報、その他本業務に関連する一切の情報はこれを漏洩してはならない。そのため、委託者は本業務の実施にあたっては、情報保護及び品質管理の観点から、次の認証を取得していなければならないものとし、本業務の着手時に認証を証明する登録書の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) ISO9001（品質マネジメントシステム）

第11条 協議等

本仕様書、契約書に定めのない事項に関し、委託者及び受託者において疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、これを決定する。

第2章 保安林ポリゴン作成

第12条 本章で規定する作業

本章で規定する作業は、保安林ポリゴン作成とし、必要な事項について規定する。

第13条 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な人員、設備の準備を行う。

第14条 資料収集・整理

委託者より貸与される資料について、速やかに状態を確認し作業上不足がないかどうか点検を行うこと。資料について疑義がある場合、委託者と協議すること。

第15条 スキャニング

スキャナを用いて、保安林指定調査地図又は保安林指定施業要件変更調査地図のスキャニングを行い、画像データ化するものとする。

スキャンの仕様は次のとおりとする。

- (1) 解像度 300dpi以上
- (2) フルカラー 256階調×3色(24ビット 約1677万色)
- (3) 委託者受託者協議による定めるデータ形式(圧縮により画質が損なわれない形式)

なお、スキャニング後の画像データについて区域界や文字の擦れ等を確認し、読み取りが困難な場合はしきい値を調整するなどして再度スキャニングを行うこと。

原稿の状態が原因で読み取りが困難な場合は、その旨を委託者に報告し指示に従うこと。

第16条 幾何学補正

スキャニングにより電子情報化した画像データについて、GISソフトに読み込み、森林計画図等を参考に幾何学補正・位置合せを行い、座標を付与する。

なお、座標系は、世界測地系の平面直角座標系(19系)とすること。

※使用する座標系は別紙1のとおり

第17条 保安林区域作成

前条で幾何学補正・位置合せを行った保安林指定調査地図又は保安林指定施業要件変更調査地図に記載されている保安林区域界について座標入力し保安林区域のポリゴンを作成する。

作成したポリゴンは委託者から貸与された「保安林ポリゴン(市町村ごと)」に追加すること。

ポリゴンについて、次の仕様とする。

- (1) シェープファイル
 - ア. シェープファイルは、*.shp,*.dbf,*.shx,*.prjの4つのファイルで構成されるものとする。
- (2) 世界測地系の平面直角座標系(19系)

- (3) ポリゴンの頂点は、必ず閉合し、ポリゴンの線が交差していないこと。
- (4) ポリゴン同士の境界部に不要な重なりや隙間が生じないように注意すること。
- (5) 保安林指定調査地図等の要指定区域（赤線）に合わせてポリゴン作成をすること。
- (6) 保安林解除の履歴がある場合は保安林解除調査地図等を参照し、要解除区域を図形から除外すること。
- (7) 図形作成の際の優先順位は以下のとおりとする。
 - ①要指定区域（赤線）と地番図データに微少な誤差がある場合は、地番図の筆界線に一致させたポリゴンを作成すること。
 - ②要指定区域（赤線）と地番図データの筆界が明らかに異なる位置である場合は、幾何学補正を行った原稿図面の要指定区域（赤線）をデジタイズ（そのままデータ化）してポリゴンを作成する。
 - ③判断に迷うものについては協議資料を作成し、発注者の指示に従う。

第18条 属性データ作成

(1) 属性データの作成

- ア. 属性データは、「ID」ごとに作成するものとする。
- イ. 前号のデータは、保安林台帳をもとに属性を入力するものとする。

(2) 属性データのファイル構成

- ア. 属性データの仕様は別紙2のとおりであり、シェープファイルを構成する*.dbf に格納するものとする（内部属性）。
- イ. 詳細については、委託者と協議の上決定する。

第19条 成果品等

納品する成果品は次のとおりとし、電子媒体で作成しウイルスチェックを行った後、ポータブルハードディスクにより納品すること。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 保安林ポリゴン図形データ（シェープ形式） | 1 式 |
| (2) 保安林指定調査地図等のスキャニングデータ | 1 式 |
| (3) ポータブルハードディスク（1TB 以上） | 1 台 |

また、納品するデータは各（総合）振興局及び市町村ごとにフォルダを作成すること。

- 例) ○○総合振興局－○○市－（成果品保存）ファイル名：整理番号○○
－○○町－（成果品保存）ファイル名：整理番号○○
（成果品保存）ファイル名：整理番号○○

別紙1 〈平面直角座標系設定値一覧〉

| 対象地域 | 設定値 |
|---|------|
| 小樽市、函館市、伊達市、胆振総合振興局管内のうち有珠郡及び虻田郡、檜山振興局管内、後志総合振興局管内 | 第11系 |
| 札幌市、旭川市、稚内市、留萌市、美唄市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、室蘭市、士別市、名寄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、江別市、千歳市、歌志内市、深川市、紋別市、富良野市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩振興局管内、才木一ツク総合振興局管内のうち紋別郡、上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内、日高振興局管内、胆振総合振興局管内（有珠郡及び虻田郡を除く。）、空知総合振興局管内、留萌振興局管内 | 第12系 |
| 北見市、帯広市、釧路市、網走市、根室市、根室振興局管内、釧路総合振興局管内、才木一ツク総合振興局管内（紋別郡を除く。）、十勝総合振興局管内 | 第13系 |

別紙2 <保安林ポリゴンの属性データ仕様 (*.dbf) >

| フィールド | 入力内容 | 型 | フィールド長 (byte) |
|-------|---|--------|------------------|
| ID | ※協議の上決定する（台帳一覧の整理番号を入力） | Long | - |
| 整理番号 | 台帳番号（半角2桁又は3桁） | Text | 20（全角） |
| 単位区域名 | 単位区域名 | // | // |
| 市町村 | 市町村（「郡」は入力しない） | // | // |
| 地番 | 大字、字、地番（保安林台帳（表紙のみ）の1段目までの記載とし、地番が複数の場合は「ほか」で締める。合併市町村の場合は合併後の字を使用。） | // | // |
| 保安林種 | 保安林種（保安林台帳データ（CSV）の保安林種名を記載。末尾に「保安林」を追加。） | // | // |
| 兼種保安林 | 兼種保安林種（保安林台帳（表紙のみ）に兼種保安林を記載した付箋により指示する内容） | // | // |
| 一部指定 | 一部指定の場合は「○」入力（「保安林面積」が「全面積」を下回っている場合を一部指定とする。地番に「地先」と記載がある場合も一部指定とする。） | // | // |
| 林小班 | 林小班（保安林区域にかかる林小班番号を入力する。入力しきれない場合は地番同様「ほか」で締める。林小班的確認には北海道のオープンデータを使用すること。） | // | // |
| 台帳面積 | 台帳面積（ha）（「保安林面積」の数値を入力する。） | Double | - |
| 告示年月日 | 告示年月日（「法第33条の1項の告示年月日及び番号」の日付を入力する。） | Date | - |
| 告示番号 | 告示番号（例）N100,D200（「法第33条の1項の告示年月日及び番号」の番号を入力する。農林省・農林水産省は「N」、北海道は「D」とする。） | Text | 20（全角） |
| 備考1 | | // | 60（全角） |
| 備考2 | 伐採種別面積に面積の記載がある場合、伐採種を記載する。（例）択伐、皆伐 | // | // |
| 備考3 | | // | // |